

消防救第 45 号  
平成 26 年 3 月 20 日

各都道府県消防主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長  
（公印省略）

### 救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の一部改正について

救急救命士が実施することができる救急救命処置については、その質を確保し維持向上を図るため、「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」（平成 20 年 12 月 26 日付都道府県消防防災主管部（局）長あて消防庁救急企画室長通知）により、救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の体制について示しているところです。

先般、「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省令第 7 号）等により、救急救命処置に「ブドウ糖溶液の投与」等が加えられることを受け、「救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（平成 26 年 3 月 7 日文科科学省・厚生労働省令第 1 号）が公布、関係通知にて臨床実習施設における実習の細目が追加・整理されました。

これらに伴い、「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育について」中、「救急救命士の再教育（別添 1）」及び「救急救命士の再教育に係る病院実習の手引（別添 2）」を一部改正したので、下記事項に留意の上、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省とも協議済みであり、別添 3 のとおり「病院前救護体制の一層の充実について」（平成 26 年 3 月 20 日付医政指発 0320 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知）が都道府県衛生主管部局長及び関係機関あて発出されています。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 第 1 「救急救命士の再教育」の改正について

##### 1 改正の趣旨

救急救命処置に「ブドウ糖溶液の投与」、「血糖測定」等が加えられたことを受けて、救急救命士の活動実績の記録内容を追加した。

2 改正の内容

同通知中の様式2-1、様式3、様式4を別添に改める。

第2 「救急救命士の再教育に係る病院実習の手引」の改正について

1 改正の趣旨

救急救命処置に「ブドウ糖溶液の投与」、「血糖測定」等が加えられたことを受けて、病院実習の細目に当該実施行為を追加した。

2 改正の内容

同通知文中の「病院実習の細目」を別添に改める。

**【連絡先】**

消防庁救急企画室

日野原専門官・石田係長・渡部事務官

電話 03-5253-7529

別添 1

## 救急救命士の再教育

## 1 はじめに

医療従事者は、医療を受ける者に対して良質かつ適切な医療を提供する責務を担っている。救急救命士においても、その業務を行なうに当たっては医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めることが求められている。

救急救命士の病院前救護活動は、医師が指示、指導・助言及び検証してその質を担保するメディカルコントロールの下に実施されることとなっており、これによって医師が居合わせない病院前において業としての救急救命処置を行うことが許可されている。

救急救命士の再教育もメディカルコントロールの一環として、救急救命士制度発足以来継続的に検討がなされてきた。平成13年には概略が示され（救急業務高度化推進委員会報告書）、あわせて、地域において救急救命士の再教育を検討する場となるメディカルコントロール協議会についても設置が図られてきたところである。

地域の医師、消防機関をはじめとする関係者の努力の結果、メディカルコントロール協議会は全国に設置されるに至り、メディカルコントロール体制は新たな時代を迎えることとなった。これらをふまえ、地域におけるこれからの救急救命士の再教育のあり方について具体的に検討を行なったので報告する。

## 2 メディカルコントロール体制構築に関する地方公共団体の役割

国民の健康の保持に関する国及び地方公共団体の役割は、国民の健康の保持に寄与することを目的として、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることにある。救急医療もこの基本方針に即して施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携体制が確保されるよう努められている。

平成3年の救急救命士法制定によって、傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に救急救命士が救急救命処置を行なうことが可能となり、医療を受ける者の利益は大きく向上した。同時に救急医療体制の範疇は、医療提供施設に搬入する前の病院前救護まで拡大されることとなったのである。

医療法に基づく医療計画における「救急医療の体制構築に係る指針」（厚生労働省課長通知 平成24年3月30日）においては、救急救命士への再教育実施についてもメディカルコントロール協議会の役割のひとつとして明示された。

地方公共団体はメディカルコントロール体制の整備に当たり、救急救命士の再教育が適切に実施されるよう計画的に進めなければならない。

### 3 再教育の対象とすべき項目

病院前救護活動を担う救急救命士の役割は、救急現場と搬送途中における生命の危機回避、適切な搬送医療機関の選定、迅速な搬送にある。このため、救急救命士は生命の危機的状況を来たす循環虚脱、呼吸不全に即座に対応できる能力を十分に身につけるとともに、医療施設における超急性期治療が施設・技術的に機能分化・重点化している疾患について、短時間での病態把握と適切な処置ができる能力を養っておかなくてはならない。また、世界的に病院前救護の標準対応が示されている疾患についてはもちろん対応できるようになっておく必要がある。これらの観点を踏まえれば、少なくとも次に掲げる項目については救急救命士の再教育の対象とすべきである。

- 病態      循環虚脱      呼吸不全
- 疾患
  - ・ 急性冠症候群
  - ・ 急性脳卒中
  - ・ 重症喘息
  - ・ アナフィラキシー
  - ・ 外傷、急性中毒
  - ・ 妊娠
  - ・ 溺水
  - ・ 電撃症、熱傷
  - ・ 低体温
  - ・ 小児の急性疾患

### 4 地域の再教育体制のあり方

メディカルコントロール協議会は3で示した項目を中心として、2年間で128時間以上の効果的な再教育が実施できるよう体制整備を図らなければならない。

救急救命士個々の活動実績は経験年数や出動回数によって大きく異なるため、体制整備にあたってはそれぞれの活動実績に応じてオーダーメイドのフィードバックがなされるように以下のように取り組むことが望ましい。

#### (1) 再教育に必要な活動実績の把握

救急救命士の活動実績には、実際に対応した症例に加え、事後検証によって救急救命士が受けた指導や各種学会への出席など自己研鑽等を含む。これらの活動実績を救急救命士とメディカルコントロール協議会双方にとって使用しやすいようにデータベースとして整えるなどの体制の構築を図る。(資料1：大阪府において実施している活動実績把握方法 自己管理票および集計表)。

#### (2) 日常的な教育体制

救急救命士の個々の活動実績に照らし合わせて、不足している項目、さらに自己研鑽が必要と思われる項目について修得できるような症例検討会、実践技能教育コース、集中講義、シナリオトレーニング等を計画的に立案し、その実施を図る。症例検討会、実践技能教育コース等はいずれも医師による医学的な裏付けが必要である。

### (3) 病院実習

病院前救護に関する日常的な教育体制を構築したうえで、活動実績に応じて医師の直接的な指導を受けることができる病院実習の体制を構築する。病院実習施設の選定やそれぞれの病院における活動実績に応じた実習プログラム、実習指導医師による教育内容には、地域の共通理念が求められ、地域（都道府県）メディカルコントロール協議会において、この共通理念を確立する必要がある。

## 5 病院実習の実施

### (1) 実施施設について

救命救急センターや ICU を有する施設に限る必要はなく、メディカルコントロール協議会によって検討したうえで、地域の二次医療機関を含めて広く協力を求める。

### (2) 実習内容について

別添「救急救命士の再教育に係る病院実習の手引」を基本とする。

## 6 再教育に費やす時間

資格取得後の救急救命士の再教育については、2年間に128時間以上の病院実習が望ましいとされてきた（平成13年：救急業務高度化推進委員会報告書）。これはメディカルコントロール協議会が設置される以前に検討されたものであり、救急救命士の再教育の殆どを病院実習で担おうとする考え方によるものであった。

本報告はメディカルコントロール協議会が全国に設置された現状をふまえて、メディカルコントロール体制下における救急救命士の日常教育を含めた再教育について包括的に示したものである。再教育全体に費やす時間としては2年間に128時間以上であることが望ましい。病院実習はあくまで再教育の一環として位置づけたものであるが、この場合でも病院実習には最低2年間に実質48時間程度を当てなければならない。

また、残る80時間相当については4(2)等をもって行うものとする。

## 7 今後の検討課題

標準的な救急救命処置は数年毎に改訂される。医療を受ける者に対して良質かつ適切な医療を提供するためには、何よりも各人が医療従事者として基本となる技能の維持と改善のため自己研鑽に努めなければならない。メディカルコントロール協議会を主体とする地域ごとの再教育の実施は自己研鑽の上に成り立つものであり、あくまでも補助的なものに過ぎない。それでもなお自己研鑽や地域での教育内容には消防機関や医療機関の特性により、地域格差が生じることは避けられない。地域格差是正のため及び数年毎に改訂される救急救命処

置の周知のため全国统一内容の研修を定期的に受けられる制度についても検討を行う必要がある。

別添 2

## 救急救命士の再教育に係る病院実習の手引



## 1. はじめに

本「救急救命士の再教育に係る病院実習の手引」の対象は、救急救命士の資格を有し、日常的に救急救命士としての業務を行っている救急救命士であり、その目的は、救急救命士が行う病院前救護活動の能力向上に資することにある。

実習が効果的なものになるためには、具体的な目標を定め、個々の目標を達成したか否かを、実習を受ける側と実習提供側が互いに常に評価することが必要である。実習を受ける救急救命士は、自己評価を行うとともに指導者による評価が実施されるべきであり、実習提供側である医療機関については、実習を受ける救急救命士による評価はもちろんのこと、その教育資源と体制についてメディカルコントロール協議会によって検証が行われるべきである。評価の目的はいずれの場合にも、さらなる資質向上にあるのであるから、単なるランク付けに終えることなく実習を受ける救急救命士の能力及び地域の教育体制改善のためのフィードバックが行われなければならない。

これらが効果的に実施されるように、本手引では「実習の目的と位置づけ」、「患者の同意」、「実習の構成」、「実習期間」、「地域メディカルコントロール協議会との連携」について具体的に示した。

## 2. 実習の目的と位置づけ

本実習の目的を、救急救命士が病院前救護で実施する

- (1) 生命の危機的状況を来たす循環虚脱、呼吸不全への即座の対応
- (2) 適切な搬送医療機関を選定するための的確な観察
- (3) 搬送途中の症状の著しい悪化防止と生命の危機回避ができる処置の能力向上を図ることとする。

そのための再教育の具体的な項目については病院実習の細目のとおりとする。

本実習をメディカルコントロールの一環として位置づける。このため、以下の4項目を定める。

- (1) 実習時に経験した項目については、実習担当医師の指導下にレポートを作成する（資料2：病院実習の細目、病院実習ノート）。
- (2) 地域メディカルコントロール協議会ではレポートに基づいて医療機関での実習状況を把握する。
- (3) 地域メディカルコントロール協議会ではレポートを基に経験が不足していると考えられた項目については症例検討会、実践技能教育コース、集中講義、シナリオトレーニング等を開催し、病院前救護の質の担保を図る。
- (4) 地域メディカルコントロール協議会は、実習病院の教育資源と体制作り具体的に助言と支援を実施する。

### 3. 患者の同意

救急救命士が、病院での実習を目的として医療機関内において一時的に医行為・診療の補助行為に関与する際には、患者の権利と人権に十分な配慮が必要なことは言うまでもない。

救急救命士の救急救命処置は、「病院前」においてのみ実施することとされている。特定行為については、さらにその対象となる傷病者の状態が制限されており、日常の救急活動において実施機会が少ない。

病院実習の目的は、救急救命士が日常的に病院前で行なう救護活動の能力向上にある。したがって、病院実習においては、救急救命士が日常的に実施する救急救命処置について、場所とその対象を緩和して実習することが合目的である。具体的には、救急救命士に許可されている救急救命処置を「医療機関内において」「すべての傷病者」を対象として医師の管理の下に実施する。この際、緩和したのは場所と対象であり、行為ではないことに十分に留意しなければならない。

患者の権利と人権が守られるように、医学的安全性及び倫理的問題をふまえて実習の大前提を以下のように定める。

- (1) 練習のための実習ではなく、一連の医療機関による医療提供の一環として実施されること
- (2) 実習で行なう内容は全て病院の倫理委員会等で承認を得ること
- (3) インフォームドコンセント (IC) を確実に行うこと

ICについては、「医師、看護師による医療チームの一員として、救急救命士が診療を通して学習する事」を患者に事前に説明し同意を得る事が必要である。取得方法については、A：院内掲示をもって当てられるもの、B：文書が必要なもの、に明確化したのでこれに従うこと。Bについては、救急救命士を伴い、担当医師の指導と責任の下に、患者に実習内容について十分な説明を行った上で、文書による同意を得る。その際に、救急救命士自身の言葉で患者へ説明を行うことが望まれる。

### 4. 実習の構成

具体的な実習内容を表に示した（別添資料：病院実習の細目）。実習内容は以下の5つの大項目から構成される。

#### (1) 安全・清潔管理

医療機関内において、日常的に以下のことが具体的に実施できる能力を養う。

- ・ 傷病者の状況に応じた安全策を実施できる
- ・ 傷病者の状況に応じた移動方法の選択ができる
- ・ 移動に際しての注意点が分かる

- ・移動に際してのチーム連携ができる
- ・清潔区域が分かる
- ・清潔に操作すべき事項が分かる
- ・清潔操作ができる
- ・スタンダードプレコーションが分かり、救急救命処置に活かせる

## (2) 基礎行為

医学的な病態把握の基礎となる行為であり、医学的に正確な手技と観察ができることを目標とする。特に生命の危機状態にある傷病者において、迅速な重症度・緊急度評価と病態把握ができるように正確な手技を身につける。

## (3) 特定行為

特定行為は極めて重要な行為であるが、その手技については日常の救急救命活動においては実施機会が少なく医学的な検証も行いにくい。病院実習でのあらゆる機会を十分に活用する。救急救命士の日常活動が最も反映される救急処置室において、医師とともに蘇生スタッフの一員として積極的に研鑽を積むべきである。この際、心肺機能停止状態等の傷病者から書面によってICを得ることは不可能であり、院内掲示をもってこれに当てることはやむをえない。ただし、その処置が練習のための実習ではなく、一連の医療の一環として実施されることは言うまでもない。

## (4) 生命の危機的状況への対応能力

いかなる病態の傷病者への対応にも求められる、救急救命士には必須の最も重要な能力の一つである。

## (5) 病院選定のための判断能力

傷病者を適切な医療機関に搬送する上で、最も重要な能力である。

(上記の) 救急救命士の再教育の対象となる病態、疾患について、実習病院は症例記録を整備し、教育用の媒体として整えることにより、たとえ救急救命士の病院実習時に適応する傷病者がいない場合でも一定の教育を実施できる体制を構築する。

救急救命士はこれら病態、疾患を経験した場合には医師の指導下に病院実習ノートを作成する。病院実習ノートによって、実習機関及び地域メディカルコントロール協議会は各救急救命士の経験状況及び病院実習状況を把握する。

## 5. 実習期間

本手引きを用いて病院での実習内容を明確化、効率化すれば病院実習期間は1年当たり実質24時間（2年間で実質48時間）程度で修了可能と考えられる。

平成 年度

様式1-1

### 就業中再教育病院実習記録

実習期間 又は実習日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
実習時間	時間( 当務 ・ 日)
実習施設	
実習指導者	
実習の概要	

\* 実習日誌等を別に保管すること。

\* 実習時間は、1当務は16時間、1日は8時間で計上する。

平成 年度

様式1-2

ドクターカー同乗実習記録

日 時	平成 年 月 日 ( )			覚知時刻 :	
出 場 番 号		事案種別		傷病者	歳 男・女
搬送先医療機関				同乗医師	
・ドクターカー出動事由  ・救急活動内容  ・傷病名					
医師の指導内容					
指 導 医 師					
時間経過	出 場	接 触	車内収容	搬送開始	病院到着
	:	:	:	:	:

## 症例検討会参加記録

名 称	
開 催 日	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
指 導 者	
参加の状況	座長・発表・参加のみ (○で囲む)
内 容	

名 称	
開 催 日	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
指 導 者	
参加の状況	座長・発表・参加のみ (○で囲む)
内 容	

\* 参加証を裏面に添付し保管すること。

## 学術集会・研究会等参加記録

名 称	
日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
参 加 状 況	座長・発表・参加のみ (○で囲む)
内 容	

名 称	
日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
参 加 状 況	座長・発表・参加のみ (○で囲む)
内 容	

名 称	
日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
参 加 状 況	座長・発表・参加のみ (○で囲む)
内 容	

\* 救急救命士会、救急隊員シンポジウム、救急隊員部会、その他各種医学会等に参加した場合に記録する。

\* 参加証・領収書等を裏面に添付し保管すること。

## 実践技能教育コース受講記録

名 称	
日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
参 加 状 況	受講 ・ 講師 (○で囲む)
受 講 コ ー ス	2日型 ・ 1日型 ・ 半日型 (○で囲む)
内 容	

名 称	
日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
参 加 状 況	受講 ・ 講師 (○で囲む)
受 講 コ ー ス	2日型 ・ 1日型 ・ 半日型 (○で囲む)
内 容	

\* 標準化されたガイドラインを用いられたシミュレーション学習を対象とする。(大阪ACLS、JPTEC、BTLSadvanace等)

\* 受講又は講師での参加もポイントとする。

\* 参加証・領収書等を裏面に添付し保管すること。



## 教育指導の記録

名 称	
日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
対 象 者	
内 容	

名 称	
日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
対 象 者	
内 容	

名 称	
日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
対 象 者	
内 容	

\*教育指導は、救急救命士養成課程、救急標準課程、初任科教育等の講師をいう。

## 論文の記録

タイトル	
掲載誌名 発表学会名	
掲載号等	年 巻 号 ページ
種 別	筆頭筆者・共著（○で囲む） （筆頭筆者名）
内 容	

タイトル	
掲載誌名 発表学会名	
掲載号等	年 巻 号 ページ
種 別	筆頭筆者・共著（○で囲む） （筆頭筆者名）
内 容	

- \* 共著の場合、筆頭筆者名を記載すること。
- \* 学会発表の場合は、年月日を記載すること。

## 集中講義の受講記録

日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
指 導 者	
内 容	

日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
指 導 者	
内 容	

日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
指 導 者	
内 容	

\* 参加証を裏面に添付し保管すること。。

平成 年度

様式1-9

### 救急救命技術研修会参加記録

日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
指 導 者	
内 容	

日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :
場 所	
指 導 者	
内 容	

\* 参加証を裏面に添付し保管すること。

平成 年度

様式1-10

## 重症傷病者等搬入時研修記録

日	時	平成 年 月 日 ( )		搬入時刻 :	
出 場 番 号		事故種別		傷病者	歳 男・女
搬入先医療機関					
隊 員 氏 名					
事故概要・処置の内容・事例に関する疑問点等					
医師の指導・助言内容及び反省点等					
指導医師名					

\* 傷病者を医療機関に搬送し、処置の補助等を概ね30分以上行い、医師から指導・助言を受けた場合は必ず記録すること。

平成 年度

様式1-11

医療機関関係者救急車同乗実習記録

日 時	平成 年 月 日( ) : ~ :		
同 乗 者			研修医・看護師・医学生
救 急 隊 名			
隊 員 氏 名			
概 要			

\* 概要欄に、実習内容及び医師等から指導・助言があれば記載すること。

特定行為・CPA搬送事例の記録

年 月 日	出場 番号	特定行為						除 細 動	特記事項
		食 道 閉 鎖 式 エ ア ウ エ イ	L M	気 管 挿 管	静 脈 路	ア ド レ ナ リ ン	ブ ド ウ 糖 溶 液		
H . .									
H . .									
H . .									
H . .									
H . .									
H . .									
H . .									
H . .									
H . .									
H . .									

\* 実際に行った場合は「実」、補助を行った場合は「補」と記載する。

\* 特定行為未実施理由等その他記録すべき事項があれば特記事項欄に記載すること。

## 検証結果の記録

発生日	事例概要	医師の指導・助言内容
H . . .		評価(A・C)
H . . .		評価(A・C)
H . . .		評価(A・C)

\* MC検証会議から指導、助言を受けた事例(A評価及びC評価)を記載するものとする。



## 活動困難事例の記録

発生日時	平成 年 月 日 ( )		
出場番号		傷病者	歳 男・女
搬送先医療機関		傷病名	
事故概要			
内容・対処			
反省点等			

\* 救出に時間を要した事例、病院選定に時間を要した事例、長時間活動、その他活動上対処が困難であった事例を記録するものとする。

## 救急救命士教育等記録集計表

平成 \_\_\_\_\_ 年度 (消防本部名) 救急救命士 ○ ○ ○ ○

### 再教育記録集計表

教育項目	単位	実施数	単位数	備考
就業中再教育病院実習 (様式1-1)	16 (1当務)			2年間で64単位必須
	8 (1日)			
ドクターカー同乗実習 (様式1-2)	5 (1出場)			
症例検討会 (様式1-3)	座長・発表	5		2年間で8単位必須
	参加のみ	3		
学術集会・研究会 (様式1-4)	座長・発表	10		
	参加のみ	5		
実践技能教育コース (様式1-5)	2日型	15		最大 20単位/年
	1日型	10		
	半日型	5		
教育指導 (様式1-6)	5			
論文筆者 (様式1-7)	筆頭	15		
	共著	5		
集中講義の受講 (様式1-8)	3			
救急救命技術研修会 (様式1-9)	発表・指導	5		
	参加のみ	3		
傷病者搬入時研修 (様式1-10)	3			最大 18単位/年
医療関係者救急車同乗実習 (様式1-11)	3			
総取得単位数				単位

### 業務活動 (除細動・特定行為) 実施記録の集計

処置の種別	実施回数	補助回数	総実施回数	総補助回数
除細動	回	回	回	回
気道確保	食道閉鎖式エアウェイ	回	回	回
	ラリングアルマスク	回	回	回
	気管挿管	回	回	回
静脈路確保	回	回	回	回
アドレナリン投与	回	回	回	回
<u>ブドウ糖溶液投与</u>	<u>回</u>	<u>回</u>	<u>回</u>	<u>回</u>

確認者 階 級 ○ ○ ○ ○ 印



## 病院実習の細目

大項目

1. 安全・清潔管理

実施行為	実習場所	対象	同意
患者の移動	不定		A
清潔管理			

同意の取り方  
A: 院内掲示で可能 B: 文書が必要なもの

2. 基礎行為

実施行為	実習場所	対象	同意
血圧測定	不定		A
血糖測定			
聴診器の使用			
輸液ルート作成			
補助・調節呼吸			
CPR	不定	人形 CPA患者	A
エアウェイの挿入	不定		A
喉頭鏡の使用	不定		A
口腔内吸引			
チューブを介した気管吸引			

3. 特定行為

実施行為	実習場所	対象	同意
静脈路確保	不定		A
ブドウ糖溶液投与	救急室	低血糖患者	
アドレナリン投与	救急室	CPA患者	A
器具を用いた気道確保(含挿管) <sup>1)</sup>	救急室	CPA患者	A
AEDの使用	手術室	ICを得た患者	B
	不定		A

4. 生命の危機的状況への対応能力

病態	具体的処置	同意
循環虚脱	・体位管理 ・静脈路確保 ・酸素投与	A
呼吸不全	・酸素投与 ・呼吸仕事量の軽減 ・体位管理	

5. 病院選定のための判断能力

疾患	必須他覚所見		具体的処置	同意	
急性冠症候群	心不全	低心拍出	血圧低下 末梢循環不全 頸静脈怒張 胸部聴診ラ音 ピンクの泡沫状痰	補助呼吸 体位管理	
		鬱血			
	心電図異常	心筋障害	ST異常		補助呼吸 体位管理 スクイー징
		伝導障害	心室性不整脈 上室性不整脈 房室ブロックⅠ度 房室ブロックⅡ度 房室ブロックⅢ度		
脳卒中	巣症状	顔面神経麻痺	末梢性との区別	補助呼吸 体位管理 過換気	
		共同偏視	テント上病変 テント下病変 視床病変		
	脳圧亢進症状	運動麻痺 言語障害 瞳孔不同			
		激しい頭痛 激しい嘔吐			
致死的喘息	気管支狭窄	呼出障害	呼吸延長 呼吸のラ音	補助呼吸 体位管理 スクイー징	
		肺泡流入不全	無気肺 気胸		肺泡呼吸音の低下
急性腹症	腹膜刺激症状	反跳痛 筋性防御 腸雑音消失		補助呼吸	
		浮腫	上気道閉塞 粘膜炎腫脹		嚔声 吸気延長
アナフィラキシー	気管支狭窄			体位管理	
	循環虚脱 蕁麻疹				
低体温				保温	
溺水					
電撃症・熱傷					
中毒					
小児科救急					
産婦人科救急	分娩 <sup>2)</sup>			見学・介助	
	その他産婦人科救急				
外傷	フレイルチェスト			A	
	皮下気腫				
	脊髄損傷				
	閉塞性ショック	心タンポナーデ 緊張性気胸	患側鼓音		

注  
1) 喉頭蓋谷に喉頭鏡のブレード先端を進入させて喉頭蓋を持ち上げる喉頭展開のみの行為でも気管挿管と同様なICを必要とする。  
2) 分娩実習には、分娩介助、胎盤処置、臍帯結紮、新生児の呼吸評価を含む

病院実習ノート

実施年月日		/
実習機関		
救急救命士名		
指導医師名		
患者	年齢	性別
実習大項目		/
実施項目		
病態		
現病歴		
身体的所見		
処置		
処置後の変化		
医学的考察		

医政指発 0320 第 1 号  
平成 26 年 3 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長  
（公印省略）

病院前医療体制の一層の充実について

標記については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成 24 年 3 月 30 日付医政指発 0330 第 9 号）において、「適切な病院前救護活動が可能な体制」を救急医療体制の目指すべき方向に掲げているところである。

今般、別添のとおり「救急救命士の資格を有する救急隊員の再教育の一部改正について」（平成 26 年 3 月 20 日付消防救第 45 号）が消防庁救急企画室長から各都道府県消防主管部（局）長あてに発出されたので、貴職におかれても、内容を御了知の上、貴管下の救急医療機関、関係団体等に対して周知を行うとともに、消防主管部局、都道府県医師会、救急医療機関等と連携し、病院前医療体制の一層の充実に向けた取組の促進をお願いしたい。